Local Public Finance under the Covid-19 Crisis Response and Intergovernmental Financial Relations

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-04-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Takeda, Kimiko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00061726

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

新型コロナ禍の下での自治体財政

―― 危機対応と政府間財政関係 ――

武　田　公　子

はじめに

本稿は，新型コロナウイルスによる未曾有の社会経済的危機の下での自治体財政の状況を概観し，この危機対応における政府間財政関係と財政運営上の課題を見出すことを目的とする。感染拡大防止と検査医療体制の維持，活動自粛の下で経営悪化に直面する事業所や人々の生活への支援など，自治体が取り組むべき課題と行財政ニーズが増加するなかで，それに必要な財源はどのように確保されているのだろうか。

マスコミはしばしば自治体財政悪化への懸念を報じている。例えば「47都道府県の５月末までの計画を集計したところ，(基金の)取り崩し額は少なくとも全体の約７割に当たる１兆円に達した」[1)]との報道がそれである。また，共同通信が８ ～ ９月に実施したアンケートにおいては，「全国の都道府県と市区町村の88％が財政悪化を見込んでいる」[2)]とされている。しかしその一方で，コロナ対策は全て交付金で賄えているとする回答も10％あるとされており，実際のところ自治体の財政状態はどうなのか，財政負担に地域差はあるのかを明らかにする必要がある。

自治体の実質的な財政負担については，現在進行中の問題であるために，先行研究は数えるほどしかない。池上 (2020.7) は，実質的に地方負担が生じにくい仕組みにしているものの，２次補正後の国の一般歳出が当初予算の二倍にもなっているという財政規模の急膨張や，第２次補正に盛り込まれた10兆円の予備費の問題に関して，財政民主主義上の問題が大きいとしている。

小西（2020.8）は，第２次補正で増額された地方創生臨時交付金により自治体の財源不足は改善に向かっているが，逆にその適正な執行には相当な知恵と工夫が必要となると指摘する。また平岡（2020.10）は，臨時交付金の配分方法において財政力指数による割落としがあるために，感染拡大が深刻な大都市圏の自治体に不利に働くという懸念を示している。これらの指摘からは，コロナ対策の財源配分が，真に必要な地域・必要な事業に配分されているのかの検証が必要であることが窺われる。

さて本稿では，自治体におけるコロナ対策と財政運営の実情を見ていくために，以下の順序で検討を行っていく。

まず，コロナ対策にかかる国の政策動向と，第１次，第２次補正予算の内容を概観し，感染拡大状況を背景とした両予算の重点と国のスタンスを把握する。その上で，このコロナ対策における政府間財政関係について，従来の大規模災害における財政フレームの応用がきくかどうかを検討する。危機対応という点ではこのコロナ禍もまさしく災害の一種であり，災害時の自治体財政負担を最小限化するというこれまでのスキームが原則とは考えられる。従来の災害とこのコロナ禍の相違を踏まえつつ，類推可能な点を考察する。

次に，国の第１次補正予算で導入された「地方創生臨時交付金」に関する，都道府県・市町村の実施計画の動向を分析する。この実施計画は，緊急事態宣言解除直後に締め切られたものであり，その時点までに都道府県・市町村がどのような対策を必要としていたのかという状況を見る材料となる。実施計画が感染状況や地域特性によってどのような相違があるのかに着目する。

その上で，自治体におけるコロナ対応の実際を見るために，石川県および金沢市における2020年度９月までの補正予算を事例とし，特に一般会計を中心に財政運営の現状をみていく。国の第１次補正，第２次補正を経て配分された国庫支出金や臨時交付金がどのような事業に充当されたのか，また自治体の負担はどの程度軽減されたのか，あるいは今後自治体の財政難が生じる可能性があるのかを検討する。

Ⅰ．コロナ禍の経緯と国の対応

⑴　感染拡大の経過と国の対応

2020年１月15日に新型コロナウイルス国内初の感染例が発表された後，帰国・入国者の感染例がこれに続いたことから，政府は１月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下，対策本部）の設置を閣議決定し，主に入国時の検疫体制強化を中心に対策に乗り出した。２月初のクルーズ船のクラスター発生，その後海外在住邦人の政府チャーター便による帰国支援など，２月前半頃まではなお防疫中心の対応がとられていたが，２月半ば頃より市中感染が現れるようになった。こうした状況に鑑み，対策本部は２月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を打ち出し，国はこれに基づく補正予算編成に着手したのである。

一方，２月28日には，文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が発出され，全国の学校に対して３月２日からの臨時休業が要請された。休校はその後春休みを経て５月連休後まで継続し，在宅する子どもたちの学習・生活支援，親の就労，給食等学校納入業者の損失等，多くの影響をもたらした。しかしその後の感染拡大のなかで，学校のみならず飲食店等を中心とする事業所への休業自粛要請が現実のこととして検討課題に上っていくことになった。

３月13日には，「新型インフルエンザ対策特別措置法」[3)]改正法が成立した。この改正法に基づき，対策本部長（＝首相）は年４月７日，７都府県に緊急事態宣言を発出し，４月16日にはこの対象を全国に拡大したのである。特措法に基づくこの宣言により，都道府県知事が社会経済活動の自粛を法的根拠をもって求めることができることとなった。

緊急事態宣言下の４月30日，国の2020年度第１号補正予算が25.7兆円規模で成立した。この大半が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費」であり，**表１**に掲げた柱で構成されている。このうち19.5兆円が「雇用の維持と事業の継続」として盛り込まれているが，うち12.9兆円がひとり一律10万円の特別定額給付金事業である。また，「感染拡大防止策と医療提供体

制の整備及び治療薬の開発」として盛り込まれた1.8兆円のうち１兆円が，「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下，臨時交付金）」であり，都道府県・市区町村が補正予算の項目に即して作成した実施計画に基づいて配分されることとされた。

表１　第一次補正の柱と臨時交付金の事業区分

第一次補正における区分*		筆者区分**
Ⅰ．感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発		
	１．マスク・消毒液等の確保	感染防止
	２．検査体制の強化と感染の早期発見	検査・医療
	３．医療提供体制の強化	
	４．治療薬・ワクチンの開発加速	
	５．帰国者等の受入れ体制の強化	
	６．情報発信の充実	感染防止
	７．感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	
	８．学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	教育関係
Ⅱ．雇用の維持と事業の継続		
	１．雇用の維持	事業者支援
	２．資金繰り対策	
	３．事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	
	４．生活に困っている世帯や個人への支援	生活支援
	５．税制措置	事業者支援
Ⅲ．次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復		
	１．観光・運輸業，飲食業，イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	文化観光飲食等支援
	２．地域経済の活性化	消費喚起等
Ⅳ．強靱な経済構造の構築		
	１．サプライチェーン改革	事業者支援
	２．海外展開企業の事業の円滑化，農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援	事業者支援
	３．リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	ICT化（一部教育関係）
	４．公共投資の早期執行等	事業者支援

*「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年４月７日閣議決定）の項目による。
**本稿Ⅱ.参照。

５月連休明けには感染者数が小康状態となったことから，５月14日には８都道府県を除く39県で緊急事態宣言が解除され，５月25日までには大都市圏や北海道等感染拡大地域を含む全国で緊急事態宣言が解除されるに至った。この小康状態の下で組まれた国の第２次補正予算が６月12日に成立したが，その規模は31.9兆円規模にも上った。この中では，感染拡大の下で疲弊した

医療体制・病院経営の悪化への対応として，「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金」が2.2兆円増額されたほか，臨時交付金が２兆円追加された。他方で，感染拡大に関する楽観的観測をベースに，経済対策に重点を置いた施策にも予算が配分された。中小企業の資金繰り対策や家賃支援給付金創設等の事業者支援策等の一方で，ICT化を中心としたウィズ・コロナ下での経営強化，イノベーション推進策が顔を覗かせている。

なお，国の財政のあり方に関しては，第２次補正における10兆円もの予備費計上や，第１次・第２次補正予算の財源の大半がかつてない規模の国債発行で調達されたことなど，重要な問題を孕んでいる。とはいえこれらの点は他の研究に委ねるとして，本稿は地方財政への影響に焦点化して論じていきたい。

⑵　危機対応の財政スキーム

この危機対応にかかる財政問題を考える上で参考になると思われるのが，自然災害に直面した際の国・地方の財政運営である。実際にこのコロナ禍は災害の一種には違いないが，政府の対応は災害関係法制ではなく特措法に拠っている。とはいえ，国・地方の財政負担関係を，これまでの災害時のそれを援用して捉えることは可能であろう。

これまでの大規模自然災害における財政スキームは，財政力の弱い自治体において復旧復興を滞らせることのないように，国が財政措置を講ずるということが基本とされてきた。激甚指定を受けた災害の場合では自治体に対する国庫補助負担率が嵩上げされ，それでも生ずる一般財源の充当に対しては特別交付税が措置されてきた。東日本大震災の場合は，財政特別法により国庫補助負担率の引き上げと補助対象の拡大がなされたほか，東日本大震災復興交付金による包括化と効果促進事業による弾力的運用，さらに東日本大震災復興特別交付税による従来の特別交付税の枠を超えた一般財源措置が打ち出された。これによって，少なくとも集中復興期間の５年間においては自治体の実質的な財政負担が抑制され，財政力の弱い被災地でも復旧復興を進めることができたと考えられる。このような危機対応の財政フレームはこのコロナ禍の下でも貫徹されるべきものであろう。

ただし，今回のコロナ禍が従来の大規模災害と異なるのは次のような点で

あろう。第一に，コロナ禍はハードの被害ではなく，健康や社会経済活動の被害であるという点である。自然災害は概ね一時的なアタックであり，それによって生じるインフラ等のハードを復旧し，被災者を救助し，生活の再建を図るという一連のプロセスが予測しやすいのに対し,新型コロナという「災害」は現時点では収束を見通せないことに加え，「復旧」のプロセスがない代わりに「復興」への着手にも困難を伴うということである。社会経済活動を活発化させるという「復興」と，感染拡大防止という防災ないし救助のプロセスが同時進行し，しかも両者の政策効果が矛盾する関係に陥りがちである点にこの危機対応の困難がある。

第二に，「被害」が特定地域に限定されないということである。感染者数の発生状況には地域差があるが，感染拡大という目的に即して全国的に一律の対応が求められ，社会経済活動の抑制は感染拡大地域にとどまるものではない。従って「被災地域」を特定しての対応ではなく，全国の都道府県・市町村に対する財政支援が必要になっている。それだけに国の財政出動が多額に上らざるをえないという事情がある。

このような巨額の補正予算により，平時に比べて国・地方の財政規模が拡大するなかで，財政規律上の問題が生じがちという点は災害時財政に共通する。例えば塩崎 (2013) は，2011年度第３次補正予算9.2兆円の復興予算における488の復興事業について仕分けを行い，23％を占めた全国対象の事業のなかに，復旧復興と無関係と思われる事業が少なからず含まれていたことや，被災地以外を対象とした事業，被災地外に流れている事業もあったことを明らかにした。

新型コロナ対策予算については，特定地域を「被災地」とするわけではないため，「被災地以外」への予算流用という点では不適切な予算執行を峻別できないが，次のような背景から財政規律上の問題が予想される。それは，「新型コロナウイルス感染症対応」「地方創生」臨時交付金というこの名称の含意である。臨時交付金に関する内閣府のサイト[4)]を見ると,「地域創生図鑑」「地域未来構想20オープンラボ」へのリンクが上位に貼られており,「新たな日常」に対応するための政策資料集が挙げられたページに繋がっている。そこの説明からは，暮らしや事業のインフラを市民や事業者，行政が力を合わせて支

え，ICTと専門人材を駆使し，地域特性を生かした，新しい生活・経済を目指す，「強靭かつ自律的な地域経済」を構築するために臨時交付金を活用することが推進されていることがわかる。

これはいわば平時における政策目標をコロナ対策と同時に進行させようというもので，コロナ禍を契機に社会経済のイノベーションを生み出し投資を促そうとする国の戦略が垣間見られる。これを一種の「ショック・ドクトリン」と捉えることもできるのではないだろうか。クライン（2011）が打ち出したこの概念は，「惨事便乗型資本主義」とも訳され，大自然災害や政変等の危機に便乗して，人々がショックと茫然自失にある隙に過激な経済改革を強行することを指している。コロナ・ショックを奇貨として，Society 5.0の実現に向けた投資を活性化させようとすることに，これら巨額の補正予算が向けられているといっても過言ではなかろう。

⑶　自粛要請をめぐる財政問題

従来の大規模災害対応からの類推という観点からもう一つ言及しておきたいのが，営業自粛とその損失補填のあり方である。自然災害の場合，市町村長が発出する避難指示には，罰則を伴う強制力がない。しかし自治体としては避難を強く求める局面であるから，避難所の提供やそこでの生活支援に力を尽くす。都道府県知事は災害救助法に基づく救助を担い，現場の救助活動を市町村に委任しつつ，財政負担を負う。そして救助や復旧にかかる経費に対しては，国庫補助負担による財源保障と一般財源補填がなされる。避難指示といういわば私権への介入とその結果生じる行財政ニーズは公的な財源をもって補填されてきたと捉えることができよう。

「新型インフルエンザ対策特別措置法」改正法に基づく緊急事態宣言とそれに基づく休業自粛要請はこれに似ている。この宣言も強制力はないが，要請に従わない事業者名の公表や，医療施設を整備するための土地建物の収用，必要物資の売り渡し要請等ができる。国の宣言発出がなくとも知事が自粛要請はでき，実際に感染拡大地域では都道府県の独自判断による自粛や営業時間短縮を求めている例はあったが，その場合には法的根拠がなく，実効性が弱いものとなる。とはいえ，緊急事態宣言の発出如何にかかわらず，国や都

道府県が求めるのはあくまで「自粛」であるため，これに応えて休業したとしても，損失補償がなされるわけではない。

しかし，都道府県が「休業要請協力金」という形での経済支援を行っている例は少なからずあり，これに対して臨時交付金が充当されている。国は，「事業者等に対する施設の使用の制限，催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には，交付金を充当しないこと」[5]としたが，「補償ではなく協力金」という都道府県側の解釈が結果的に貫徹されることになった。

学校の休業に伴う学校給食関係事業者に関していえば，国は３月10日付事務連絡で，学校給食調理業者の職員研修や設備への補助（学校臨時休業対策費補助金）の交付要綱を発表した[6]。さらに５月11日付の各都道府県教育委員会等宛事務連絡[7]で，配慮を要請するとともに，臨時交付金の充当が可能である旨を連絡している。これも休業補償という表現は用いないものの，実質的な損失補填と考えられる。

さらに，11月17日には，地方創生臨時交付金に「協力要請推進枠」が設けられた[8]。それによれば，「国の一定の関与の下に，地方公共団体が，感染防止に効果的なエリア・業種限定の営業時間短縮要請等を行い，対象事業者に協力金の支払い等を行う場合に（中略），新たに「協力要請推進枠」を創設し，地方創生臨時交付金を追加配分する」というものである。

ここに至って，休業自粛要請に対する損失補填に向けて，舵が大きく切られた印象がある。逆に言えば，緊急事態宣言は国にとって「高くつく」施策となってきたのである。第一波，第二波を上回る第三波の感染拡大に直面する11月現在，再度の緊急事態宣言発出ないし休業自粛要請を望む世論の一方で，すでに多額の国債を発行している国においては，さらなる財政出動を極力回避したいという思惑が垣間見られるのである。

Ⅱ．臨時交付金第１次配分実施計画の状況

⑴　地方創生臨時交付金の趣旨と配分

さて，以下では臨時交付金の配分と，それに向けた各都道府県・市町村の

実施計画を材料に，国の配分方針とコロナ対策をめぐる自治体側の行財政ニーズとを見ていくことにしたい。

前述のように，国の第１次補正予算が４月20日に，第２次補正予算が６月12日に成立し，臨時交付金は第１次補正分１兆円，第２次補正分２兆円の規模で計上された。第１次補正成立後，５月１日付で国は全都道府県・市区町村に対して臨時交付金の実施計画の提出を求め，第１次配分の受付締切を５月29日とした。これは緊急事態宣言の解除（５月14日，首都圏および北海道を含む全面解除は５月25日）の直後にあたる。臨時交付金の配分が自治体に通知され，実施計画の受付が行われた５月の時点で，自治体がどのような施策を実施しようとしていたか（あるいはすでに実施していたか）を推測する材料として，この第１次分の実施計画に注目したい。検査医療体制整備や感染拡大防止策に加え，１ヶ月以上続いた社会経済活動の自粛により疲弊した地域をどう立て直すかという課題も含めた，各地域の施策がここで概観できるだろう。

臨時交付金は，国が一覧に掲げたコロナ対策関係の国庫補助負担事業の地方負担分と，各団体による単独事業とに充当することができる。第２次交付分についての詳細は現時点では公表されておらず，実施計画にどのような追加があったのかはわからない。とはいえ，第１次分実施計画を見ると，５月時点で各団体がどのような施策を必要とし，あるいはすでに実施していたかが立ち昇ってくる印象がある。

臨時交付金の単独事業分に関して，国は都道府県・市町村それぞれに交付限度額の算定式を示している[9)]。**表２**は第１次，第２次配分における交付限度額の算定式をまとめたものだが，臨時交付金の配分における次のような考え方を見て取ることができよう。

第一に，配分に用いられる係数は，感染状況や検査医療体制にかかるものが盛り込まれる一方で，段階補正に類した人口規模による割落としや財政力による割落としが含まれているという点である。これは第１次分・第２次分およびそれぞれの都道府県分・市町村分に概ね共通していることであるが，特に財政力による割落としについては問題を孕むものといえる。三角他（2020.9）は第201回国会における会議録より，「財政力の差異によって対応

能力に大きな違いが生じないよう，その差異を緩和するため，算定に当たり財政力の要素を加味することは必要である」旨の政府側答弁を紹介している。確かに一般論としては正しいが，感染が財政力の高い大都市圏自治体において著しいことを踏まえれば，人口・財政力による割落としがこれら自治体に不利に働くことは否めない。財政力に関する係数について，2018年度財政力指数（2016～18年度平均）に基づいて算出すれば，第１次配分における財政力関係係数は，最高が島根県の0.94，最低が東京都の0.20となる。人口・財政力双方の割落としを考えれば，感染拡大地域にとってかなり不利な配分であり，この点にも「地方創生」と「新型コロナウイルス感染症対応」との綱引きを見出すことができるだろう。

表２　単独事業に関する臨時交付金の交付上限額の算定方法

第一次配分		
都道府県分		4800円×人口×（0.5×A×B×α+0.5×C×β）×D
市町村分		4800円×人口×（0.3×A×B×α+0.7×C×β）×D
	A	感染拡大状況に関する係数
	B	感染拡大時の医療需要に関する係数（市町村は保健所設置の有無）
	C	段階補正に準じた人口関連係数
	D	財政力による割落とし係数
第二次配分		
①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分		
都道府県分		2400円×（人口+事業所数×α）×A×B×β
市町村分		2400円×（人口+事業所数×α）×A×B×C×β
	A	感染拡大状況に関する係数
	B	財政力による割落とし係数
	C	保健所設置の有無による係数
②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分		
都道府県分		5300円×人口×A×B×C×α
市町村分		7200円×人口×A×B×C×D×E×α
	A	段階補正に準じた人口関連係数
	B	年少人口割合・高齢者人口割合に関する係数
	C	財政力による割落とし係数
	D	人口密度による割落とし
	E	過疎地域等に対する乗率

＜注＞α，βは総額との関係で定める乗率
＜出所＞「臨時交付金制度要綱」より作成。表現上係数記号を一部変更した。

第二に，第１次と第２次の算定方法の相違として，事業継続・雇用維持対応分と地域経済活性化分という二つの枠が設けられたことである。このうち

前者に事業所数が算定要素に加えられたことは事業の性格上当然と考えられる。後者について注目すべきは，人口密度による割落としと過疎地域等条件不利地域（離島，山村等）への乗数とが追加されたことが目を引く。第２次配分では綱引きが一層「地方創生」の側に振れたと見ることができよう。

⑵　都道府県における臨時交付金の実施計画

さて以下では，国の臨時交付金の配分状況について，公表されている「地方公共団体別事業一覧」（2020年８月21日時点）[10]をもとに集計したもので各地域の施策の動向を見ていきたい。ただし，このデータには次のような制約があることに注意が必要である。第一に，公表の時点で公表意思の確認ができた団体・事業に限られ，悉皆的なものではないということである。実施計画の変更もあり得ることから，いつかの県や市町村のデータは公表されていない。第二に，このデータは「実施計画」にすぎず，この計画額のうち交付対象となるものか否かは峻別されていない。従って，この事業額が全て臨時交付金で賄われるわけではない。また，臨時交付金は補助事業に関する自治体負担分への充当と，単独事業分とを対象としているが，補助事業に該当すると思われるものが単独事業に計上されていたり，補助事業の場合は国庫負担分も含めての事業額が示されていたりなどの例が少なからずある。以下では都道府県については単独事業のみ，市町村に関しては補助・単独双方の合計額を対象として集計を行った。市町村単位の方が補助・単独の区分にばらつきが大きい印象があるためである。第三に，前述のように，国が示す単独事業の配分限度額と，自治体側から提出された実施計画額にはかなり乖離があるということである。あくまで実施計画段階での行政ニーズを示すものとして以下では分析していくこととする。

また，以下では表１に示した事業区分（１次補正の区分）によらず，同表右欄に付した独自区分（筆者区分）で集計した。これは，１次補正による区分では実態を十分に反映しない印象があるためである。例えば１次補正区分の「Ⅱ．雇用の維持と事業の継続」には，事業者向けの支援と生活困窮層等に対する給付が混在している。また，「Ⅲ．次の段階としての経済活動の回復」には，住民向けの商品券等の配布事業と観光・飲食業等に対する支援とが混

在している。自治体側の自己申請による「第１次補正における区分」ではこれらに関する混乱がみられたため，このような独自区分での集計とした。なお，区分と内容が一致しない例も見られたため，手作業での修正も行っている。

図１は各都道府県における単独事業分の実施計画額の内訳である。前述のように，いくつかの県は実施計画の変更があり得ることからデータを公表していないことに加え，データの一部が非表示となっている県を除外している。また前述のように，交付限度額と実施計画額との乖離は団体によってかなり違いがある。図では実施計画の総額対交付限度額の比率の大きい順に都道府県を並べているが，５月時点で感染拡大が著しかった東京都，大阪府，石川県では限度額の２倍を超える計画額を示している。特に東京都は限度額の９倍を上回る実施計画を提示しており，財政力や人口による割落としで交付限度額算定が不利に算定されている一方で，財政ニーズがかなり大きいことを示している。ほとんどの都道府県で限度額を上回る実施計画を提出している一方で，限度額を大幅に下回る計画となっているところもある。

この図から読み取れるのは，次のような傾向である。

第一に，全般に「事業者支援」の比重が高く，感染拡大が著しい大都市圏では実施計画のほとんどがこの分野の事業であることがわかる。この多くを占めるのが，休業要請協力金にかかる事業であり，逆に秋田，山梨，島根等の各県では，この時点ではなお休業要請協力金に類した事業を計上していないために他の分野が相対的に大きく見えるということが言える。

第二に，山梨，和歌山，島根，沖縄，徳島，京都等の各県では検査医療分野の比重が相対的に高くなっている。このうち山梨，和歌山，島根の各県は実施計画総額がそもそも低めであるためにこの分野が相対的に高く見えるという事情はあるが，今後の感染拡大を懸念する観光地や，過疎地域を含み医療体制に不安を持つなどの事情から，この分野に比較的大きな予算を計上しているものと思われる。この分野では病院特別会計への繰出を含むところも少なくない。第１次補正では病院特別会計への繰出を含む新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の額が十分でなく，都道府県負担を伴っていたことから，第２次補正では大幅に増額の上，都道府県負担を１次補正に遡って解消した経緯がある。

図１　都道府県単独事業分第１次実施画の内訳

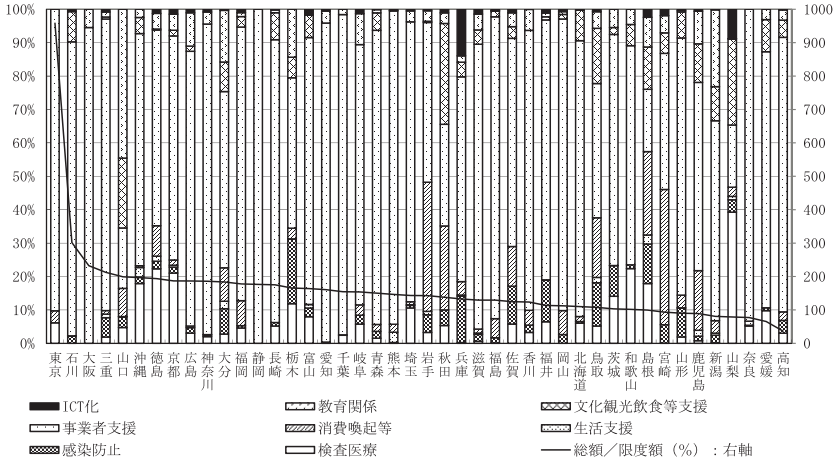

第三に，相対的に感染者数の少ない地方圏では，文化観光等支援や消費喚起（プレミアム付き商品券・宿泊飲食券等），教育，ICT化分野の事業が多く計上されている傾向があるということである。教育関係のうち多くを占めるのが，学校における一人一台の通信端末の整備であり，県立高校での実施や，それに付随するハード整備を盛り込んだ結果，この分野の実施計画が大きくなっている傾向がある。この事業は文科省が推進してきたGIGAスクール構想をコロナ対応策として前倒しした補助事業であるが，単独事業として計上した関係で高くなっているところもある。また，ICT化は学校だけでなく，庁舎や公共施設のICT対応を含むものも多い。

第１次補正分で国が柱の一つに掲げた「強靭な経済構造の構築」に関していえば，学校，庁舎，公共施設，事業所等におけるICT化，リモート化の推進が多く挙げられているものの，この柱に含まれるサプライチェーン改革や海外展開事業支援を挙げた都道府県は少なく，地元産品の販路拡大事業等が多く含まれている。

⑶　市町村レベルにおける全国的動向

次に，同じく「地方公共団体別事業一覧」を用い，市町村レベルの実施計

画（第１次補正分）の動向を見ていきたい。このデータの制約については都道府県と同様であり，データ公表は全団体ではなく，1560団体分である。ただしデータを非公表とした２県下の市町村でもデータを公表している団体は少なからず含まれている。また，前出都道府県レベルの分析では単独事業のみに絞ったが，市町村レベルでは補助・単独の区分表示にばらつきが大きいため，敢えてこの区分に従わず，全事業を対象に分析を行った。例えば，補助事業のうち多くを占めるのが，学校臨時休業対策費補助金であり，学校休業に伴う給食用食材納入業者への支援などが含まれているが，自治体によってはこれを単独事業に計上しているところも多い。また，そもそも計上されている費目をすべて単独事業としている団体が多いことから，ここでは補助・単独の区分を行わないこととした。

市町村別の集計においては，「類似団体別市町村財政指数表」における都市・町村別類型を用いた。これは，直近の国勢調査データに基づき，人口規模と産業構造（就業者の第２次産業，第３次産業比率）によって市と町村をそれぞれ類型化するものである。以下では，人口規模による区分と産業構造による区分とを別々に用いて，それぞれの自治体類型におけるコロナ対策の構成を示すこととする。なお，類似団体別財政指数表の算出においては，外れ値となる市町村（選定外団体という）を類似団体の平均・中央値算出に用いない。本稿でも選定外団体を除いて各類型を集計した。

図２は，市町村類型のうち人口規模別類型による実施計画の一人当たり総額（折れ線）とその内訳（棒グラフ）を示したものである。交付限度額に人口・財政力による割落としがあるため，それに従ったのか，都市・町村ともに人口規模が大きくなるほど事業総額は少なくなっている。しかし中核市や政令市ではひとりあたり事業費が大きくなっており，感染者の多さや営業自粛による地域経済のダメージ，生活困窮に陥る住民等のリスク要因の大きさを反映して，おそらく限度額を上回る実施計画を提出した団体が多かったものと思われる。

事業の内訳でみると，人口規模の大きい都市ほど事業者支援の事業費が大きな比率を占めていることがわかる。前述のように，休業自粛要請に応えた事業者への協力金支給事業が多くの都道府県で行われているが，市町村がそ

図２　人口規模別市町村第一次事業計画の内訳

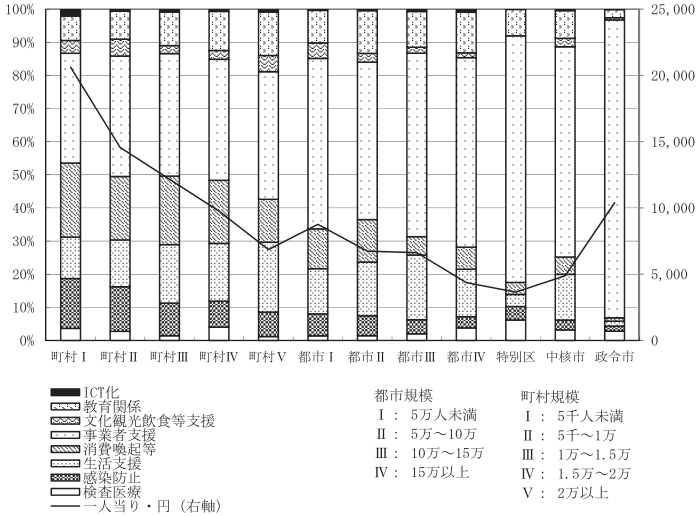

れと連携して協力金支給に取り組む例が多い。その他にも，中小企業融資における利子や保証金補給，感染対策設備への補助等，事業者支援は多様な方策で行われている。

また，人口規模の小さい自治体ほど感染防止が比較的大きな比率を占めていることがわかる。事業者支援の比率が相対的に小さいということもあるが，小規模自治体では感染者が出た場合の医療体制に不安が大きいことや，感染者に対するスティグマの強さもあり，感染防止が重視されているものと考えられる。

対住民向け支援という点に着目すれば，人口規模が大きい自治体ほど生活支援が多く，小規模自治体ほど消費喚起が多い傾向がある。消費喚起には，プレミアム付き商品券や食事券の事業が多く含まれており，住民に対して普遍的なサービスとなることから小規模自治体で多く採られており，人口の大きい自治体ではターゲットを絞っての生活支援を採る傾向にある。教育関係では，児童生徒一人一人に情報端末を配布するという「GIGAスクール事業」が多くを占めている。なお，この事業を１次補正区分のⅠ-８に区分するかⅣ-３に区分するかについては自治体によりばらつきがあったため，事業内容を見て「教育関係」に分類した。町村では人口規模が大きくなるにつれて

これらの比率が高くなる傾向が明確であるが，都市の四類型ではこうした傾向はなく，概ね同程度の比率を示している。文化観光振興は小規模自治体の方が比率が高い傾向がある。なお，特別区や政令市は他の自治体と行政の役割分担が異なるのでこのような傾向が一概には当てはまらない。

上記のような自治体間の事業構成の相違は，地域産業の構成とも関係していると考えられる。**図３**は自治体の産業構造類型による相違を示したものであるが，類型記号の数字が小さいほど１次産業比率，２次産業比率が高く，町村０では農林水産業，町村１や都市０では製造業を中心とする第２次産業の比率が高く，３類型はサービス業の比率が高い地域であると特徴づけられる。この産業類型は**図２**で示した人口規模類型と連動する傾向があり，第３次産業比率の高い都市は比較的人口規模が大きいというような関係がある。そのため，右の方の類型に行くにしたがって一人当たり事業費が小さくなるのは，**図２**と同様の理由によるもの考えられる。

この図からやや意外に思われたのが，第３次産業比率の高い都市において，消費喚起や事業者支援の比率が必ずしも高くなく，ひとり親や生活困窮者等

図３　産業類型別市町村第一次事業計画の内訳

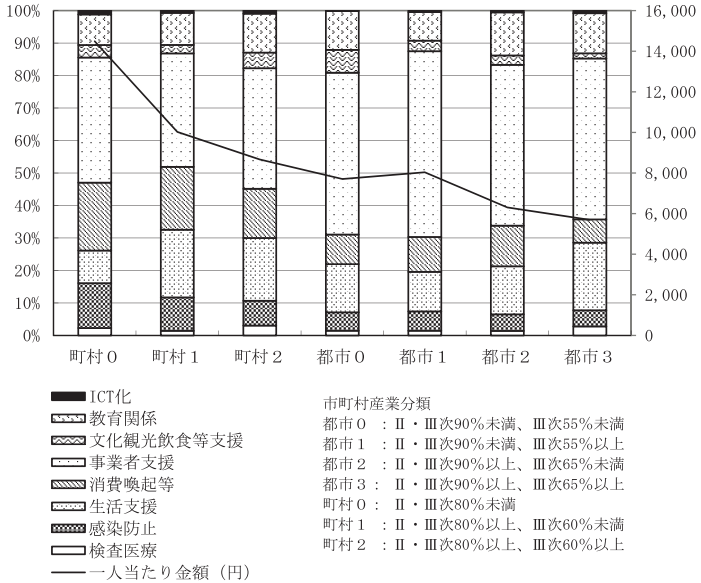

の個人向け支援の比率が高いことである。町村においても同様で，類型１および２において生活支援の比率が高くなっている。また，第２次産業比率が相対的に高い町村１および都市２で事業者支援の比率が高く，飲食業等サービス産業の比率が高い町村２や都市３で事業者支援の比率が必ずしも高くないという点も意外なことである。これら都市的な産業構造の地域で，困窮世帯の生活問題がより深刻に表れているのか，あるいは子育て世帯を含む若い住民の比率が高いためなのかは一律に判断し難い。

Ⅲ．新型コロナ対策関係補正予算の状況

⑴　石川県のコロナ対策関係補正予算

次に，都道府県レベルにおけるコロナ対策を具体的に見ていくために，石川県の補正予算を集計してその内訳をみることとする。石川県では４月上旬に金沢市を中心に感染拡大がみられ，下旬にはかほく市の病院でのクラスターが発生するなど，４月には人口当たりの感染者数が全国的にも高い水準となった[11]。６月，７月には一旦収束にむかうかに見えたが，８月には小松市，加賀市，能美市，白山市等でクラスターが発生し，８月合計ではこれまで最大となる305人の感染者数を記録した。10月以降には感染者数は減少に向かったが，感染者ゼロの日はなかなかか続かない状況が続き，12月に入って再度増加した。概して言えば４月半ばから５月上旬に第一波，８月から９月にかけてそれを上回る第二波に見舞われたのである。

このような状況の下，石川県では，国の大規模補正予算を受け，３月には３次にわたり緊急対策を盛り込んだ補正予算を組んだ。うち１次補正約1600万円は2020年度当初予算と一体的に編成されており，コロナ対策分を抽出できない[12]。コロナ対策は３月第２次，第３次（いずれも３月23日成立）補正において，合計約18億円が盛り込まれた。これらは2019年度中の補正予算である。2020年度には４月補正（４月28日成立），６月専決補正，６月補正（６月29日成立），９月補正（10月２日成立），12月補正（11月24日発表）と相次いでコロナ対策予算を盛り込んだ。９月補正は通常事業を含むが，それ以外はコロナ対策に特化したものとなっている。平年の県予算では，概ね９月と12

月の補正予算を行う程度であるが，上半期までにすでに４回，前年度補正を含めると６回もの補正予算を強いられたことになる。これらコロナ対策関係の予算総額は732億円にのぼる。2019年度の最終予算額5720億円と比較すると８分の１にもおよぶ規模である。

以下ではこれら３月から12月までの補正予算のうち，コロナ対策関係と思われる事項を抽出したものを対象に分析していく。まず，**図４**はこれら補正予算の規模と事業内訳を示したものである。３月補正段階では石川県内でも数件の発症例はあったものの，東京を中心とした感染拡大に対して「対岸の火事」という捉え方にとどまっていた。知事は外出自粛要請下にある東京都民に向け，石川県への観光をアピールし，「コロナ（対策）を最優先にするのは県にとってむしろリスクが大きい。観光業界がみんな経営破綻したら，大変なことになる」と語り[13]，顰蹙を買った経緯がある。こうした県の姿勢を反映してか，３月補正では，小松空港・能登空港の旅客減少を受けての首都圏からの利用促進や，海外向けを含むプロモーションなど，観光振興策が補正予算額の６割を占めた。

しかし４月補正になるとさすがに状況は一変した。４月に入ってから県内では病院や飲食店でのクラスターが発生し，連日10人前後の新規感染者が出る事態となった。国は４月７日に７都府県を対象とする緊急事態宣言を発したが，この対象から外れた石川でも県が４月13日には独自の緊急事態宣言を発し，不要不急の外出や県外からの来訪の自粛を求めた。４月16日には緊急

図４　石川県の新型コロナ対策補正の内訳

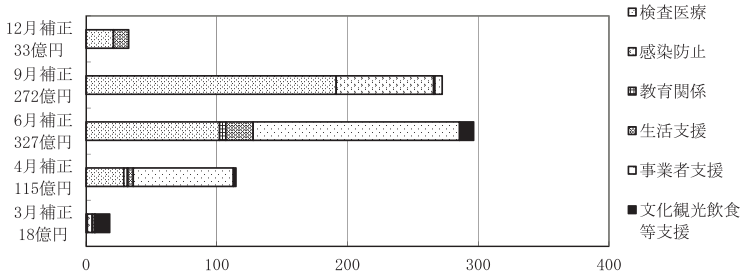

（注）支出ベースでの補正予算。３月補正は第二次，第三次の合計，６月補正には専決分も含む。９月補正は一般事業分を除く。

事態宣言は全国に拡大され，５月末に解除されるまでの１カ月以上，人々の社会経済活動は著しく制限されることになった。こうした状況を背景に，県が４月24日に発表した４月補正は一転して，検査・医療体制への支援や休業や収入減に苦しむ事業者への支援を中心とする内容となった。特に４月補正の４割を占めるのが，緊急事態宣言を受けての休業要請に応えた中小企業・個人事業主に対する休業協力金ともいえる，「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」である。１事業者あたり50万円（個人事業主には20万円）を給付することとし，事業総額50億円で，県が30億を，県内市町が20億を負担し合う形で財源を確保した。

６月補正は，国の補正予算に基づいて各種国庫支出金や臨時交付金が配分されたことを受けて，327億円もの規模となった。事業者支援関係が２分の１強，検査医療体制に関わる事業が３分の１強となっている。検査医療体制関係はほとんど国の10割補助で賄われており，金額の大きな事業としては医療従事者への慰労金支給，医療機関の感染防止対策，患者受入医療機関協力金等がある。事業者支援については，県独自の事業として，経営持続支援金支給事業（70億円），感染拡大防止対策支援金支給事業（50億円），家賃支援給付事業（20億円）等が盛り込まれた。経営持続支援金は一般財源，後二者は臨時交付金を充当するものとして計上されている。

９月補正では，８月から９月にかけての感染拡大の第二波を受け，検査・医療体制強化と感染防止策を中心とした予算が計上された。このうち金額の大きなものは，感染病床を確保した医療機関に対する支援金167億円，PCR検査体制強化11.5億円，軽症者宿泊療養施設受入事業７億円等である。国の第２次補正で「新型コロナ緊急包括支援交付金」が増額され，感染者受入れ医療機関への支援策が全額国費で措置されるとともに，第１次補正の都道府県負担分を国費で措置することとされたことを受けての予算編成となった。

12月補正は，全国的には感染拡大の第三波に見舞われるなか，県内では比較的感染数が抑えられる状況下ではあったが，国からの財源配分を受けて，専用病床を確保する医療機関への支援や生活福祉資金貸付原資の増額など，32.7億円の予算が組まれた。

以上の石川県2019年度予算３月補正から2020年度12月補正までの，新型

コロナ対策関係予算総額約732億円について，財源内訳を示したのが**図５**である。６割以上が国庫支出金であり，その９割以上は国の10/10補助である。地方創生臨時交付金はこれまで179億円配分されているが，前出の臨時交付金実施計画に盛り込んだ県の事業費総額が145億円であったことから，当初の計画以上に配分されていることがわかる。ただし国が示した石川県分の交付限度額は，第１次補正分51億，第２次補正分129億で計180億円であったから，概ねこの限度額通りに配分されているとみることもできる。

また，図では「一般財源等」で示している93億円は，多くが財政調整基金の取り崩しに依っている。県は４月補正で約30億円，６月補正で80億の財政調整基金の取崩しを行い，12月補正ではこのうち2.8億の取り崩しを取りやめている。結果として107.2億円の取り崩しであり，これによってコロナ関係予算の17％を一般財源で賄っていることになる。単純に計算して取崩額から一般財源充当額を差し引いた残額は約14億，これに加えて事業中止や職員人件費削減等による支出減もあり，一般財源の原資はさしあたり確保できているかと思われるが，財政調整基金の残高は10億円余[14]となることから，今後の財調基金取崩には限界がある。県によれば，「財政調整基金・減債基金の令和元年度末残高は約474億円」[15]とされることから，減債基金残高はなお高い水準で維持されていると推測されるが，そもそも県債残高が高いことから減債基金の使途変更は無理があるかもしれない。今後国の更なる補正予算

図５　石川県新型コロナ対策補正予算の財源

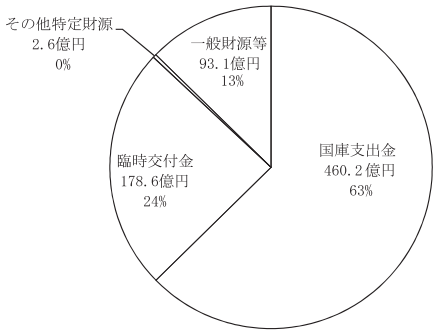

あるいは臨時交付金の追加配分によって一般財源充当分が臨時交付金で補填される可能性もあり，県が財政調整基金取崩分を取り戻せるか否かは国の追加配分次第ということになる。

⑵　金沢市の事例

次に，市町村の事例として石川県金沢市の補正予算の状況をみていく。金沢市では，2019年度３月補正予算の追加分として約５億円の予算計上を皮切りに，2020年度第１号補正予算（以下４月補正）で487億，第２号補正予算（以下６月補正）で通常分を除き12億，第３号補正予算（以下６月追加補正）で６億，第４号補正予算（以下９月補正）で通常分を除き40億，第５号補正予算（以下12月補正）で７億円，計557億円を新型コロナウイルス対策関連として計上した[16]。概ね平年といえる金沢市の2018年度の歳出決算額が1787億円であるが，その３割を超える額がコロナ対策に投じられたということになる。とはいえこのうち８割以上を占めるのが，４月補正に盛り込まれた特別定額給付金およびその給付にかかる事務費である。この比重があまりに大きいため，以下ではこの455億円を除く事業費について，その内訳をみていきたい。それでも100億を超えるこの予算規模は平年歳出規模の５％を上回るものであり，コロナ対策が自治体財政にとって大きな影響を及ぼすものであるには違いないだろう。

さて，**図６**は上記補正予算各号の目的別区分を示している。補正予算説明初の書式は団体によって異なり，石川県では部署別の形式，金沢市では目的別の形式をとっているため，本稿での集計もこれに即したものとしている。金沢市３月補正では公共施設での感染症対策の他，商工費が６割を占め，中小企業支援や宿泊施設への奨励金等の事業を盛り込んだ。４月補正は，前述のように特別定額給付金を盛り込んだ大型の補正予算となったが，それを除いても30億をこえる規模の補正となった。金沢市では４月上旬から中旬にかけて感染者数が増えており，検査体制や医療体制の強化，保育所や介護施設等での感染防止対策が増額された。また，特別定額給付金以外にも，民生費分野では国の10割補助による給付として，子育て世帯臨時特別給付金が6.2億円（給付事務費含む）と大きな規模となった。４月補正の半分近くを占める

図６　金沢市補正予算の目的別構成

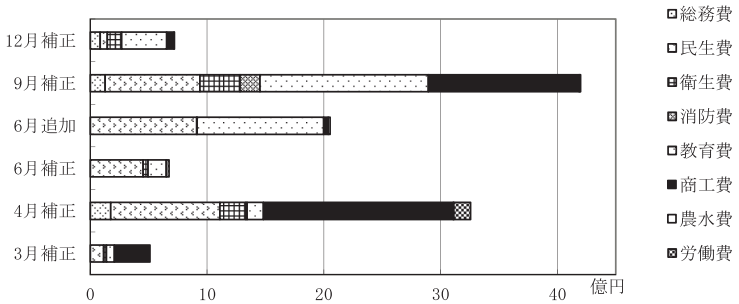

＊特別定額給付金およびその給付事務費を除く（以下も同様）。
資料：『金沢市補正予算説明書』各号より作成。

商工費では，前述の石川県と県内市町の協調による休業協力金の金沢市分負担金が12億円の他，飲食・観光業に対する支援金も盛り込まれた。

６月補正では教育費が大きくなっているが，このうち10億円超を占めるのが小中学校におけるICT教育環境整備にかかる事業費である。文科省のGIGAスクール構想に基づく１人１台学習用端末整備が２/３の国庫補助つきで前倒しで進められた。６月追加補正では民生費が補正の多くを占めているが，このうち多くを占めるのが国の10割補助によるひとり親世帯臨時特別給付金であり，給付事務費を含め４億円が計上された。９月補正は４月の定額給付金を除くと最大規模の補正となった。５月から７月にかけて感染者数が小康状態にあったのに対し，８月中旬から９月初旬にかけての「第二波」のなかで，感染患者を受け入れる医療機関への支援費を含む検査医療にかかる予算（衛生費）が増額された。また，保育所や介護事業所等福祉分野の施設でのクラスター対策や感染防止策を中心に民生費も６月補正に近い規模で組まれた。教育費が大きくなっているのは，市内全中学校の普通教室へのエアコン設置にかかる費用が大半を占めるためだが，感染防止対策の一環として事業を前倒しに進めることとされている。商工費では，国のGo to travel事業に歩調をあわせた観光・飲食業への支援策（宿泊客への補助上乗せ）８億円超のほか，商店街団体によるプレミアム商品券発行支援等が盛り込まれた。さらに12月補正（11月24日発表）では，社会教育施設の入場者数減による指定管理者への支援や，検査医療体制の強化，観光・宿泊客誘致に向けた商工費分野の施

策等が盛り込まれている。

これら補正予算の財源内訳を見たものが**図７**である。12月補正に関しては個別の財源内訳が現時点で未公表のため，９月補正までの総額で示している。前出の石川県における財源内訳と見比べると，臨時交付金の比率が極めて高く，それ以外の国庫支出金は相対的に少なめであることがわかる。また，一般財源の充当も25.9億円，全体の24％と，県に比べると高い比率となっている。

この一般財源等の内容であるが，３月補正における財政調整基金取崩が４億円，当初予定していた市債繰り上げ償還中止による財源が５億円，2020年度当初予算で組まれた特別需要予備費７億円，2019年度からの繰越金が約1.5億円となっており，これらを合計すると，17.5億円が概ね市の一般財源の原資といえるが，上記一般財源充当額25.9億円に不足する8.4億円は，事業の中止等を含む他の費目からの組み替えによっていると考えられる。臨時交付金の９月までの配分額は，市が第一次補正時に提出した実施計画の総額の２倍以上に達しているが，それでもなお一般財源を補填するに至っていない。

ただし，金沢市の財政調整基金の取崩額は12月補正までで約４億円にとどまっており，2018年度末の財政調整基金残高は約30億円であるから，この時点で基金が底をつく状況ではない。今後さらなる一般財源充当の必要が出てくれば，追加での財政調整基金取崩しも考えられ，そうなれば市財政はかなり逼迫していくことになろう。

図７　金沢市新型コロナ対策関係費の財源（９月補正分まで）

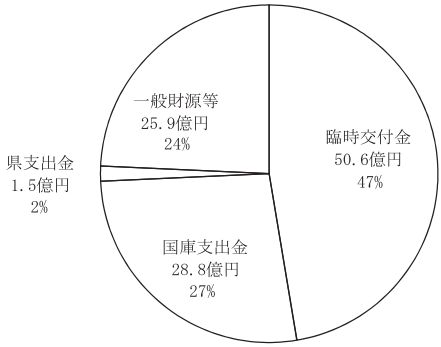

Ⅳ．総括

以上の分析を踏まえ，冒頭に提示した問いに対する回答を見出していきたい。

第一に，新型コロナ対策にかかる経費は自治体財政を圧迫しているか否かである。石川県，金沢市の事例を見る限り，いずれも３月から４月に財政調整基金を取り崩して一般財源を確保して単独事業として対策に着手し，これらが事後的に国庫支出金や臨時交付金で組み替えられていくという経過をたどっている。最終的な評価は年度末の決算を待たねばならないが，石川県および金沢市の一般会計の状況を見る限り，９月補正段階では基金取崩分を取り戻すには至っていない。感染拡大の影響が大きく，先行的な対策を取らねばならない自治体ほど基金取崩が必至であり，その後の一般財源の補填は未達成というほかはない。

第二に，ただしこのような財政負担はおそらく全国一律ではなく，感染状況や地域特性によって異なるものと思われる。５月時点で各地から提出された臨時交付金の実施計画を見る限り，検査・医療体制や感染防止，休業協力金や中小企業支援，生活支援といった緊急性の高い事業ばかりでなく，通常事業の前倒しや「コロナ対策」に名を借りた「地方創生」策が目につくことも否めない。財政支出の緊急性からみると，地域差があることは否めない。全国都道府県・市町村での一般財源持ち出しや財政調整基金取崩がどの程度に達しているのかは，現時点ではデータを得ることができないために断言はできないが，年度末に財政調整基金残高が増えている自治体があるとすれば，批判は免れないだろう。

「コロナ対策費」の適切性という点からすれば，先に指摘したように，まさに「新型コロナウイルス感染症対応」「地方創生」臨時交付金という名称が示唆する通り，後者に軸足を置いた支出を許容している点に問題が多い。５月時点で感染が深刻でなかった地域で消費喚起策としての商品券，旅行券，食事券といった事業が多いことや，この時点でなおインバウンド向け事業が打ち出されていることなどがその例である。さらに言えば，学校の一斉休業が終了した後に集中的に行われているGIGAスクール事業は「コロナ対策」というにはあまりに無理があるのではないか。「コロナ対策」に名を借りたショッ

ク・ドクトリンや，財政規律の問われるバラマキが容認されていることは，地方財政のみならず国の財政にとっても憂慮すべき点である。

なお，新型コロナウイルスがもたらす自治体財政への影響として，減税措置や納税猶予による地方税減収の影響や，病院特別会計の動向等も検討する必要がある。いずれも現時点では検討に必要なデータを入手することが困難なため，本稿では検討に至らなかった。これらの点については別稿を期したい。

＊本稿は2020年11月末までに公表されたデータを基にした検討結果である。

【注】

1）『日本経済新聞』2020年６月10日朝刊。
2）『北陸中日新聞』2020年９月22日。
3）2012年５月11日，法律第31号，2020年３月13日改正。
4）内閣府地方創生推進事務局「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html
5）内閣府地方創生推進室「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」2020年５月１日付事務連絡。
6）文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課「臨時休業に伴う学区給食休止への対応について」2020年３月10日付事務連絡。
7）文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課，農林水産省食料産業局食品流通課「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による学校給食関係事業者への対応について（周知）」2020年５月１日事務連絡。
8）内閣府地方創生推進室，内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設について」2020年11月17日付事務連絡。
9）「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」2020年５月１日，2020年９月23日最終改正。
10）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金地方公共団体別事業一覧（第１次提出分詳細版），Ver1.10，2020年８月21日時点。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/keikaku_dai１_ver1-8.pdf
11）感染者数の推移については，石川県コロナウイルス感染症対策サイト（https://stopcovid19.pref.ishikawa.jp/）参照。
12）石川県「財政のあらまし」（2020年６月１日），24-25頁。
13）2020年４月２日朝日新聞。
14）2020年６月６日日本経済新聞地方経済面（北陸）で，６月補正後の基金残高は９億円との報道あり。

15）石川県「財政のあらまし」2020年６月１日，19頁。
16）市議会の各会に提出された「補正予算説明書」により独自集計したもの。市がホームページで公開している「議会説明資料」の補正予算分の数字とは若干異なる。

【参考文献・資料】

池上岳彦（2020.7）：「新型コロナウイルス感染症対策と地方財政（その１）国の補正予算と地方財政措置」『新潟自治』84号，29-39頁。
クライン，ナオミ，幾島幸子・村上由見子訳（2011）：『ショック・ドクトリン』岩波書店。
小西砂千夫（2020.6）：「新型コロナウイルス対策と自治体の財政運営」『地方財務』792号，76-96頁。
小西砂千夫（2020.8）：「第２次補正予算における新型コロナウイルス対策と自治体の財政運営」『地方財務』794号，2-20頁。
塩崎賢明（2013）：「復興予算の検証」『復興』第６号，3-８頁。
寺岡光博（2020.7）：「令和２年度補正予算（第１号及び第２号）の概要について」『ファイナンス』2020年７月号，10-18頁。
平岡和久（2020.10）：「新型コロナ対策と自治体財政」『住民と自治』690号，7-11頁。
三角政勝，近澤将生（2020.9）：「地方税財政分野における新型コロナウイルス感染症への対応：令和２年度第１次及び第２次補正予算関連の主な施策」『立法と調査』427号，60-77頁。
山本周，橋本直明，吉井俊弥，南里明日香，安藤毅，沼澤弘平（2020.7）：「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財政上の対応について：令和元年度における対応から令和２年度補正予算（第２号）に伴う対応まで」『地方財政』59-７,36-59頁。
石川県『令和元年度補正予算説明書（令和２年第１回定例会追加提出分）』2020年３月。
石川県『令和元年度補正予算説明書（令和２年第１回定例会第２次追加提出分）』2020年３月。
石川県『令和２年度補正予算説明書（令和２年第２回臨時会）』2020年４月。
石川県『令和２年度補正予算説明書（専決処分）』2020年６月。
石川県『令和２年度補正予算説明書（令和２年第３回定例会）』2020年６月。
石川県『令和２年度補正予算説明書（令和２年第４回定例会）』2020年９月。
石川県『令和２年度補正予算概要』2020年11月。
金沢市『補正予算説明書 令和元年度市議会２月定例月議会』2020年３月。
金沢市『補正予算説明書 令和元年度市議会３月定例月議会（その２）』2020年３月。
金沢市『補正予算説明書 令和２年度臨時第１回市議会』2020年４月。
金沢市『補正予算説明書 令和２年度市議会６月定例月議会』2020年６月。
金沢市『金沢市議会議案 令和２年度６月定例月議会（その２）』2020年６月。
金沢市『補正予算説明書 令和２年度市議会６月定例月議会』2020年９月。
金沢市『令和２年度市議会12月定例月議会説明資料』2020年11月。